

令和5年8月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。加入者の皆様のお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です



服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られているものもあります



また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。

製剤の小型化 小さく飲みやすく
剤形の変更 飲みやすい形状に
味の改良 にがみ等を抑えた味に

インセンティブ制度*における令和3年度滋賀支部の「ジェネリック医薬品使用割合(及び伸び率)」の順位は、**44位**でした。未来にご負担いただく保険料のためにも、ジェネリック医薬品への切り替えをお願いします。
※加入者の皆様の取り組みを、5つの指標に基づき47都道府県支部ごとにランク付けし、上位の支部の保険料を引き下げる制度。

新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に係る医師の意見書の取扱い等について



申請期間の初日が令和5年5月8日以降の申請については、医師の証明が必要になります

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時の取り扱い*として、療養担当者意見欄(申請書4ページ目)の証明の添付を不要としておりましたが、申請期間(療養のため休んだ期間)の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄(申請書4ページ目)に医師の証明が必要となります。

*厚生労働省保険局保険課事務連絡(令和4年8月9日)により、全保険者統一的な取扱いとして臨時の取扱いが行われてきましたが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が廃止されたことを踏まえて、当該臨時の取扱いを終了することとされました。

70歳到達月の翌月から、健康保険証と高齢受給者証の提示が必要です

70歳到達月*の翌月1日から74歳までの間、被保険者及び被扶養者が医療機関等で受診の際には、健康保険証とあわせて「健康保険 高齢受給者証」の提示が必要です。

Q. 高齢受給者証は何のために必要なのですか？

70歳到達月の翌月1日から74歳までの間は、被保険者の方の報酬(標準報酬月額)や年齢等によって一部負担金の割合が2割もしくは3割となることから、医療機関等にて負担割合を確認する必要があるためです。

Q. 高齢受給者証はどのようにして届くのですか？

70歳到達月中頃に、被保険者の方が勤める事業所様へお送りします。

事業主様へ

被扶養者の方も同様に被保険者の方が勤める事業所様へお送りしますので、被保険者の方を通じて被扶養者の方へお渡しください。

令和5年7月中旬 事業所様へ今年度の基準収入額申請書をお送りします

負担割合が3割の高齢受給者証発行時に、前年収入の申請(基準収入額申請)を行い2割に変更となった被保険者の方がおられる事業所様へ、今年度の基準収入額申請書を令和5年7月中旬にお送りします。前年収入をご確認のうえ、収入が基準以下の被保険者の方がいらっしゃった場合には、申請書のご提出をお願いいたします。

職場の頼れるサポーター

健康保険委員になってみませんか

事業主、被保険者の皆様の中から、人・企業の健康づくりや従業員からの相談対応、広報モニターなどにできる範囲でご協力いただき、事業所の皆様と協会けんぽの架け橋としてご活躍いただける「健康保険委員」を募集しております。被保険者の方であればどなたでもご登録いただけます。会費や研修会参加費等の費用のご負担はございません。また、研修会等のご参加は自由となっておりますので、日常業務に支障のない範囲でご活躍いただけます。優先的にお届けする最新情報を受け取るだけでも結構ですので、ぜひお気軽にご登録ください。



カンタン登録！

STEP 01

裏面の登録届
を記入

STEP 02

協会けんぽに
FAXして完了！
(郵送もOK)



事業主の皆様へ

「社員が入院！休職している間の傷病手当金はどうやって申請？」、「社員の健康診断、費用補助はあるの？」、「社員の健康づくりどうやつたらいいの？」……こんな時、事業所内で健康保険の知識があり、適切なアドバイスができる方がいれば心強いと思いませんか？滋賀支部では、「健康保険委員」の方へ、積極的に情報発信、研修会等を開催し、健康保険に詳しい「職場の頼れるサポーター」としてご活躍いただいております。

ぜひ、貴事業所の社員様をご登録ください。複数名も大歓迎です。また事業主様自身もご登録いただけます。

ただ今健康保険委員向けサービス拡大中！ぜひ裏面の登録届をご提出ください

すべての国民が健康保険に加入しており、健康保険や健康づくりの知識は、会社でも、家庭でも、必ず役立ちます！

お問合せ先 全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ TEL：077-522-1099 (番号4)